褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年一月二十六日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

村山　民生　　櫛原　一高　　宇都　親吉
名田　　稔　　近藤美智子　　古屋　智妙
山田　弘子　　黒木　康年　　谷口　　弘
杉山　郁代　　篠塚　　中

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年一月二十六日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

鈴木　道子　　中里　忠寛　　菊畑茂久馬

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年一月二十六日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎　　曽我壽美子　　後藤　守宏
上月　景正　　長岡今朝吉　　久保田　博

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

清水　博夫

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年一月二十六日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

柴田　祐子　　東松　照明

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年一月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社ホリ
株式会社大一商会
株式会社大一
日本畜産興業株式会社
株式会社勝浦ホテル三日月

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

賞杯

業務に精励しまたは公同の事務に勤勉したので、平成二十三年一月二十六日賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故大江紀明遺族　大江　郁子
故藤枝義博遺族　藤枝よし子
故齊藤啓造遺族　齊藤　敏枝

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

官庁報告

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年二月二日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名　藤岡市・高崎市ガス企業団申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十三年二月二十四日　午後二時から
三　場所　藤岡市藤岡公民館（群馬県藤岡市藤岡千六百三十九番地五）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（譲渡譲受に伴う不利益条項の追加）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び藤岡市・高崎市ガス企業団（群馬県藤岡市藤岡千九百七十一番地二）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「藤岡市・高崎市ガス企業団関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年二月九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「藤岡市・高崎市ガス企業団関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十三年二月九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。
なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）
（郵便番号）
住所
（電話番号）
職業

藤岡市・高崎市ガス企業団申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年二月二日

九州経済産業局長　滝本　徹

一　件名　高松ガス株式会社申請の供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十三年三月二日　午後二時から
三　場所　水巻町中央公民館（福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目一番二号）
四　事案の要旨
1　未普及供給区域（福岡県遠賀郡水巻町大字古賀のうち字卯月（町道おかの台1号線以東）の減少に伴う供給約款の変更を行う。
2　詳細は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎本館）並びに高松ガス株式会社（福岡県北九州市八幡西区浅川台三丁目二十番十一号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した九州経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「高松ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、